⑸　予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑹　九州農政局長から、九州農政局物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成15年９月11日付け15九総第433号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

３　入札書の提出場所等

⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒860―8527 熊本市西区春日２―10―１
九州農政局統計部調整課情報調整係　江島純一　電話096―211―9111　内線4956

⑵　入札説明書の交付方法　上記３の⑴の交付場所にて無料で交付する。（行政機関の休日を除く。）

⑶　提案書の提出期限　平成25年７月31日午後５時　上記３の⑴宛て持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

⑷　入札、開札の日時及び場所　平成25年８月６日午後２時　九州農政局入札室　持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。（郵便による入札書の受領期限については、平成25年７月31日午後５時まで（上記３の⑴宛て）とする。）

４　提案書の審査

入札説明書に基づいて作成した提案書を支出負担行為担当官が審査し、仕様を満たしていない者は落札決定の対象としないものとする。

５　その他

⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した競争参加に必要な書類（提案書）を上記３の⑷の期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から提出書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。提出書類に関し説明の義務を履行しない者は落札決定の対象としない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、提案書に虚偽の記載をした者の入札、入札に関する条件に違反した入札及び九州農政局競争契約入札心得第４条の３の規定に違反した者の入札は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要

⑹　落札者の決定方法　本公告及び入札説明書で示した競争参加に必要な書類（提案書）を提出した入札者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

６　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kaoru Yoshimura, Director General of Kyushu Regional Agricultural Administration Office

⑵　Classification of the products to be procured : 14

⑶　Nature and quantity of the products to be leased : personal computer 400 sets

⑷　Lease period : From 1 October, 2013 through 30 September, 2017

⑸　Lease place : Kyushu Regional Agricultural Administration Office

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③　have the Grade “A” or “B” in terms of qualification “Provision of services” at Kyushu-Okinawa area for participating in tenders by Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2013, 2014 and 2015.

④　prove to have prepared a system to provide rapid after sales service and maintenance for the procured products.

⑤　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑥　Prove not to be a period of receiving nomination stop from the contracting officer etc.

⑺　Time limit for tender : 2 : 00 P.M., 6 August, 2013 (tenders submitted by mail : 5 : 00 P.M., 31 July, 2013)

⑻　Contact point for the notice : Jyunichi Ejima, Adjustment Coefficient Information, Coordination Division, Statistics Department, Kyushu Regional Agricultural Administration Office, 2―10―1 Kasuga, Nishiku Kumamoto city, Kumamoto Prefecture 860―8527 Japan. TEL 096―211―9111 ex. 4956

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年５月30日

支出負担行為担当官
中部地方整備局長　梅山　和成

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　23

１　調達内容

⑴　品目分類番号　17

⑵　調達物品及び数量

①　パトロールカー　６台

②　凍結防止剤散布車（湿潤式）　４台

③　小型除雪車（除雪幅1.0m）　２台

⑶　調達物品の仕様等　入札説明書による。

⑷　納入期限

①　平成26年１月15日

②　平成26年３月14日

③　平成26年３月14日

⑸　納入場所　上記１⑵の件名ごとに次のとおりとする。

①　静岡河川事務所、高山国道事務所、岐阜国道事務所、浜松河川国道事務所、北勢国道事務所、紀勢国道事務所　各１台

②　静岡国道事務所、岐阜国道事務所　各２台

③　高山国道事務所　２台

⑹　入札方法　入札金額については、国が交換に供する物品との交換契約とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、国が引き渡す物品と国が購入する物品の差額と課税対象となる輸送費等諸経費を加算した金額と当該金額の100分の５に相当する額（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額とする。）、非課税対象の自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料、再資源化等預託金及び情報管理預託金（課税対象の資金管理料金を含む）を加算した総価を入札書に記載すること。

なお、原則として、当該入札の執行において入札回数は２回を限度とする。ただし、場合によっては３回目を執行することがある。

当該入札回数までに落札者がない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の２の規定に基づく随意契約には、移行しない。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成25・26・27年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」又は「物品の製造」のうち東海・北陸地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

⑶　会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

⑷　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑹　平成15年度以降、当該購入品（類似品を含む）に係る納入実績があることを証明した者であること。

⑺　当該納入品に関し迅速な、アフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。